

**Emma Griffin, *Blood Sport : Hunting in Britain since 1066*,
Yale University Press, New Haven and London, 2007.**

283pp, £19.99, ISBN 9780300116281

遠山 茂樹

本書はイギリスのブラッド・スポーツに関する研究書である。著者エマ・グリフィン は現在イースト・アングリア大学で教鞭をとる歴史家で、*England's Revelry : A History of Popular Sports and Pastimes, 1660-1830*, British Academy Postdoctoral Fellowship Monograph Series, Oxford University Press, 2005 において、すぐれたスポーツ史研究に贈られる Lord Aberdare Prize を受賞（二〇〇五年度）した新進気鋭の研究者でもある。著者にとっては本書が第二作目となる。ブラッド・スポーツについては門外漢である評者が本書の内容に容喙する資格はきわめて疑わしいが、その歴史の一部はフォレストの問題とも分かち難く結びついており、浅学を承知であえて贅言を述べてみたい。本書の章立ては、次の通りである。

Introduction

1 A New Sport is Born

- 2 A Royal Affair
- 3 The Forest Charter
- 4 Hunting Goes Tame
- 5 The Tudors
- 6 Elizabeth and the Puritans
- 7 Two Sporting Monarchs
- 8 Civil Wars and the Decline of the Deer
- 9 A New Era Dawns
- 10 Hunting the Fox: 'fascinating and soul stirring sport'
- 11 'A busy and anxious disposition to legislate'
- 12 Game Laws in the Nineteenth Century
- 13 Hunting Attacked
- 14 A New Jerusalem?
- 15 A Last Reprieve
- 16 The End of the Road
- 17 Conclusion

全体で十七の章からなる本書は、^{ケロノソシカル} 通時的な叙述方法をとっており、扱われている時代も長期に及んでいる。ここでは
 労を厭わず、まず本書の内容を章ごとに概観しておこう。なお、紙幅の関係もあり、内容の紹介も文字通りの^{スケッチ}概略にす
 ぎないことをあらかじめお断わりしておきたい。

序論において、著者は狩猟のもつ意味についてごく簡単に触れたのち、本書全体の骨子を述べている。著者によれば、イギリスにおいて狩猟の発展を示す証拠が明らかにするのは、アングロサクソン時代になってからのことである。その後、いわゆるノルマン征服（一〇六六年）を契機に新しい狩猟形態が導入され、それがブリテン島における狩猟のあり方を決定づけることになった。そして征服以降、狩猟は社会的な対立・抗争の原因となり、今日に至っている。中世のフォレスト法、マグナ・カルタ、ピューリタンの改革運動、チャールズ一世と議会との抗争において、狩猟は大きな関心事であったし、現代の労働党政権においてもそうである。狩猟の発達は、権力闘争、階級分裂、そして社会的慣習を反映している、と著者はいう。

第一章では、アングロサクソン時代からノルマン王朝期にかけての狩猟について、フォレストを中心に述べてある。ノルマン征服を契機にイングランドではフォレスト化（御料林化）が進展する。ノルマン諸王のフォレストは王領地以外の土地にも及び、そこにおいて王は鹿の所有権を主張した。フォレスト地域では野獣に関する新たな所有概念が導入され、それまで無主物 *res nullius* であった鹿は王の所有物とされたのである。ウィリアム一世によって確立されたフォレストは、次王ウィリアム二世、続くヘンリ一世治下で拡大されたのみならず、チェイスやウォレンの下賜を通じて王の狩猟特権は行使されていった。著者はオルデリクス・ウィタースをはじめとする当時の年代記作者たちの言述を引用しながら、ノルマン王朝下におけるフォレスト政策の圧制的性格を強調している。

第二章では、ステイヴンからジョン王までの時期を扱っている。ステイヴンとマティルダのいわゆる内乱期には、フォレストが政争の具として利用された点が特徴的である。フォレスト犯罪を無罪放免とするチャータが発給され、フォレスト地域内における土地の開墾が許可されているのはその具体的あらわれである。ヘンリ二世はフォレストをヘンリ一世の死亡時点の状態に復旧せしめることによって、ステイヴン治下で失われた損失の補填をはかった。さらにヘンリ二世はフォレストの拡大につとめた。しかしながら、リチャード一世ならびにジョン王治下において、フォ

レストは縮小する。両王がそれぞれ十字軍遠征と対仏遠征の費用捻出のためにフォレスト特権を売却し、またフォレストの大規模な指定解除をおこなったためである。マグナ・カルタにもフォレスト関連の条項が含まれているが、諸侯にしてみれば、狩猟地と狩猟権をみずからの手に取り戻す絶好の機会であった、と著者はいう。

第三章では、ヘンリ三世治下で発布されたフォレスト・チャータを中心に議論が展開される。同チャータにおいて、二つの重要な譲歩がおこなわれた。第一に、フォレスト法が成文化され、その厳しさが緩和された。具体的に言えば、密猟者に対する刑罰が軽減され、一年間の投獄が死刑ないしは四肢切断に取って代わった。第二に、ヘンリ二世、リチャード一世、そしてジョン王よってフォレストに付加されたすべての土地が、その指定から外された。フォレスト指定解除の原則は単純明快であったが、その履行は容易ではなく、達成までに約一世紀もの歳月を要した。また、十三世紀半ば以降、王による小獣狩猟権フリース・ハントの授与が顕著になる。こうした小獣狩猟権の授与は、諸侯の側からすればフォレスト・チャータが約束した諸特権の切り崩しを意味した。ヘンリ三世に提出された「バロンの請願」の一条項は、その反映である、と著者はいう。

第四章では、黒死病以降、おもに十五世紀の狩猟について叙述されている。この時期は一般に狩猟の全盛期とみなされておき、狩猟にまつわる数々の書物（狩猟書）、詩、絵画、装飾写本が出現する時期でもある。著者は、そうした狩猟書や文学作品を手がかりに当時の狩猟の様相を素描している。また、貴族諸侯は狩猟法ゲイム・ローを制定し、狩猟独占権の確保につとめた。一三八九年に制定された最古の狩猟法によって、狩猟有資格者は年価値四十シリング以上の土地所有者に制限された。著者によれば、この狩猟法は万人に狩猟を認めたフォレスト・チャータの原則を侵蝕するものであった。十五世紀後半以降、パークの建設が進展する。それにもなって野生の鹿狩りは、パークにおける鹿狩りに取って代わられることになった。

第五章では、チューダー朝の狩りが組上に載せられる。この時期には狩猟法が拡大され、それによってパーク所有者

の保護が一層強化された。ヘンリ七世は保護の対象鳥獣を雉きじや山鶉やまうすずりにまで拡大し、ヘンリ八世は夜間の狩猟や網を用いた狩猟を禁止した。さらにエドワード六世は狩猟目的で変装し、フォレストやパークに侵入した者を重罪に処した。こうした狩猟法は、他方で社会的な緊張関係を生み出した。十六世紀には物価の高騰や困い込みを契機にイングランド各地で暴動が発生するが、暴徒には共通の行動パターンがみとれる。パークを破壊し、そこで飼育されていた鹿を虐殺するというのがそれである。著者によれば、こうした行為には象徴的な意味がこめられていた。パークの所有と狩猟法によって、鹿肉は地主貴族以外の者にとっては手の届かぬものとなっていた。それゆえ、パークを破壊し、その鹿を食するという行為は、特権を排除された者にとっては既存の社会秩序の転覆を含意していたのである。

第六章では、エリザベス一世治世期における狩りの諸相と動物虐待に対する非難について述べられる。みずからも狩猟愛好者であったエリザベス女王の時代において、狩猟は貴族・ジェントリーにとっては最大の娯楽であった。「鹿狩りや鷹狩りを好まぬものは、ジェントルマンにあらず」といった格言に象徴されるように、狩猟とジェントルマンらしさには緊密な関係があった。鹿狩りや鷹狩りのほかに、野兎狩りも好まれた。十六世紀には狩猟の一形態として鹿のコーシング deer coursing が出現するが、その背景には鹿の減少というゆゆしき問題があった、と著者はみる。一方、十六世紀半ばには、ピューリタンによって狩猟やブラッド・スポーツが非難の矢面に立たされた。とりわけ非難の対象となつたのは闘鶏ベイベイティングや熊いじめベイベイティングであったが、狩猟そのものについてはピューリタンの間でも賛否両論あり、彼らの態度は一貫していなかったという。

第七章では、ジェイムズ一世とチャールズ一世の狩猟政策が説明される。ジェイムズ一世は大の狩猟愛好者で、ロイヤル・フォレストを王室の収入源というよりも、むしろ娯楽の場として利用した。また、一説によると、十七世紀初期にあって、ジェントリーは大小あわせて八百五十あまりのパークを所有していたという。パークにいた鹿はなかば飼いなされた存在で、狩猟の性格は根本的に変化した。ジェイムズ一世は一六〇三年ならびに一六〇六年に狩猟法を発布

し、野兔、雉、山鶉、家鴨あひろなどの小型鳥獣の売買を禁止したほか、銃・弓矢・網・鼬いたち・犬の所有資格を定めた。次王チャールズ一世はフォレスト巡回裁判を復活させ、過去三世紀間にわたる違法行為を審理し、犯罪者を処罰した。同王によるフォレスト法の復活は、財政的な観点からすれば、ある程度成功をおさめたが、政治的には失敗であった、と著者はいう。その後、議会在がチャールズに提出した大諫奏にフォレスト関連項目も加わることになったからである。

第八章では、十七世紀の内乱がフォレストとパークに及ぼした影響と十八世紀の鹿狩りについて述べられる。内乱まじかの一六四一年、ウインザー・フォレストで暴動が発生し、多数の鹿が殺害された。翌年から四四年にかけて同様の暴動が各地のフォレストで発生した。パークも襲撃され、多くの鹿が殺害された。著者によれば、こうした暴徒の大半は給与の未払いに不満を抱いていた兵士たちであったという。王政復古後、チャールズ二世はフォレストの回復に努めたが、被害はあまりに甚大で復旧はのぞめなかった。ハノーヴァ朝の諸王は狩猟にはあまり関心を示さなかった。鹿狩りも野生の鹿を追跡するというよりは、荷馬車で運んだ鹿を狩場で放ち、それを追い駆ける所謂 *cutted-deer hunting* が中心となった。一七二三年に制定されたブラック法によって、鹿の密猟者に対する死刑が復活した。同法と鹿の密猟は、十八世紀イングランドにおいて最も暴力的な社会的対立を生み出したのである。

第九章では、一六七一年の狩猟法の意義と十八世紀の鳥撃ちについて説明される。一六七一年の狩猟法では、狩猟資格の条件が大幅に引き上げられ（年価値一〇〇ポンドの土地所有者）、有資格者は誰の土地であれ、狩猟が認められることになった。こうして狩猟鳥獣はひとにぎりの地主貴族の独占するところとなった。さらに一七〇七年の狩猟法では鳥獣の購入・販売・所持も違法とされ、地主貴族による狩猟鳥獣の独占は一層強化されていった。十八世紀には猟銃の発達にともない、飛び鳥撃ち *shooting flying* の隆盛をみた。さらに十八世紀末にフランスから導入されたバチュ *battue* の流行は、鳥獣の大量殺戮を招来した。その結果、鳥獣は激減し、鳥獣の人工飼育・輸入もおこなわれるようになった。かくして、狩猟の楽しみも、獲物を追跡するスリルから、仕留めた獲物の数を自慢・競合するものへと変化していった

のである。

第十章では、狐狩りの歴史が概観されている。一六七一年の狩猟法によって狩猟有資格者とされた者は、イングランドの総人口の1%にも満たなかった。そこで注目されたのが、狐であった。狐は狩猟法の対象外におかれていたのである。狐狩りは十八世紀半ばに出現するが、これにはヒューゴ・メイネルが一役買っていた。一七六〇年以降進展した囲い込みによって、狐狩りに柵越えリーベンeggが加わり、狩猟画でもおなじみの光景がくりひろげられるようになる。十九世紀にはいると狐の人工飼育も盛んになり、飼育された狐を猟場まで連れていき、それを追い駆けるという狩猟形態も出現する。狐狩りは、法的には万人にひらかれていたが、実際には経費もかかり、地主階級のスポーツとあってよかった。十九世紀には人口が増大し、産業都市が急成長を遂げた。狐狩りにとっては不利ともいえる社会状況にあって、地主階級は狐を輸入・繁殖させるなどして時代の要請にうまく対応した、と著者はいう。

第十一章では、動物虐待に対する非難と動物保護に関する初期の立法活動について述べられる。動物虐待に対する非難は、十八世紀半ば以降顕著になってくるが、著名な政治哲学者ジュレミー・ベンサムもその論者のひとりであった。一八〇〇年に提出された牛いじめ禁止法案は、ブラッド・スポーツを攻撃する最初の法案であったが、これをウィリアム・ウィンダム卿が「おせっかいやき」と一蹴し、廃案となった。その後、一八二二年に牛馬に対する虐待禁止法が成立する。この法律にもとづいて、一八三五年に動物保護法が成立し、牛いじめ、熊いじめ、闘犬が禁止されたのである。一八四九年にはこれに闘鶏も加わった。他方、一八二四年には「動物虐待防止協会」The Society for the Prevention of Cruelty to Animals (SPCA) が設立され、一八四〇年に「王立動物虐待防止協会」The Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals (RSPCA) と改称し、現在に至っている。

第十二章では、十九世紀に制定された幾つかの狩猟法について説明される。一八二七年の法律によって人捕り罠とバネ銃が違法とされた。また、一八三一年の狩猟法によって財産資格は撤回され、許可証を購入したものは誰であれ、狩

猟資格を得ることになった。同時に、狩猟鳥獣の販売も認められた。著者も述べているように、この一八三一年の狩猟法は財産資格を撤廃したという点で、画期的なものであった。しかしながら、地主階級が貸与地における狩猟権をみずからの手に留保していた事実を見逃してはならない。それゆえ、多くの借地農にとっては一八三一年以降も状況はほとんど変わらなかったのである。狩猟法反対は一八四〇年代に議会でもとり上げられた。その先頭に立ったのがジョン・ブライトと「反穀物法同盟」the Anti-Corn Law Leagueであった。改革は十九世紀後半にまでずれこみ、一八八〇年の狩猟法によってはじめて、借地農は農地において害獣を捕殺し、野兎や穴兎から農作物をまもる権利を与えられたのである。

第十三章では、十九世紀末期から第二次世界大戦に至るまでの狩猟をめぐる動向について語られている。エドワード朝期には鉄道の発達にともない狐狩りも拡大・普及したが、他方で反対運動も活発化した。一八九一年、「ブラッド・スポーツ」なる用語の生みの親でもあるヘンリー・ソルトによって「人道主義者同盟」the Humanitarian Leagueが創設され、一九一一年には動物保護法が成立する。だが、同法が保護の対象としたのは繋がれている動物と家畜だけであり、野生動物は対象外であった。第一次世界大戦の勃発によって狩猟は全般的に下火になったが、戦後狐狩りは復活し、一九二〇年代の中期にあらたな拡大期を迎える。一方、一九二四年には「残虐スポーツ反対同盟」the League Against Cruel Sports (LACS) が結成され、一九三〇年代には労働党の国会議員の支持もあつめたが、野生動物の狩猟禁止の立法化までには至らなかった。この半世紀間に提出されたおよそ三十のブラッド・スポーツ禁止法案は、ことごとく廃案に追い込まれたのである。

第十四章では、第二次世界大戦後の狐狩りをめぐる社会的動向が述べられる。戦後、牧場の耕作地への転換、除草剤・殺虫剤・化学肥料の普及とそれにもなう狐の嗅覚の鈍化、道路建設や都市化による猟区の寸断などにより、狐狩りは深刻な打撃をこうむった。にもかかわらず狐狩りは繁栄し続けた。著者によれば、それは伝統というよりも適応の勝利

であった。さらにサポーターズ・クラブの設立によって、狐狩りへの参加者数が増加し、狐狩りはこの時代にはじめて社会のあらゆる階層を含む包括的なスポーツとなったのである。他方、一九五八年に実施されたギャロップ社による最初の世論調査の結果、国民の半数以上が狐狩りや鹿狩りに反対の意向であることが判明した。一九六〇～七〇年代には反対派の活動も活発化し、実際に猟区に足を運び、直接妨害行動に出る過激な活動家が出現した。猟区破壊工作（ハント・サボタージュ）者（ハンター・サボタージュ）がそれである。一九七〇年代の初めまでには、十七の破壊工作グループが存在していたという。

第十五章では、一九八〇年代のサッチャー政権下における狐狩りと反対派の活動について述べられる。サッチャー政権下では、狩猟はますます政治問題化する一方、狐狩り人気は衰えず、これまで以上に多くの人々を巻き込んでいった。一九八六年には労働党議員ケヴィン・マクナマラが一九一一年の動物保護法の修正案を提出し、家畜や繋がれた動物のみならず、野生動物にまで法的保護の枠を拡大しようとしたが、立法化のチャンスはまったくなかった。議会内での改革が期待薄であったため、反狩猟団体は議会外での抗議行動にエネルギーを傾注した。その結果、暴力と威嚇をともなう破壊工作が頻発した。さらに一九九〇年代半ばまでに、多くの地方自治体が狐狩り禁止を採択した。他方、サポーターズ・クラブの参加者数は増加の一途をたどり、同クラブの存在は狩猟会にとっては不可欠なものになっていた。著者によれば、狩猟がこれほどまでに非難を浴びたことはいまだかつてなかったし、狩猟がこれほどまでに多くの人々を巻き込んだこともなかったという。

第十六章では、一九九七年五月の総選挙における労働党の地滑りの勝利にともなうブレア政権の登場から、二〇〇四年の猟犬を用いた狩猟禁止法（the Hunting with Dogs Act）成立に至るまでの経過が述べられている。一九九七年十一月にマイケル・フォスター議員が提出した法案が突破口となり、紆余曲折をへて、二〇〇四年十一月十八日に狩猟禁止法は成立する。その間、一九九八年三月一日には狩猟擁護団体の「カントリーサイド連盟」the Countryside Alliance（CA）が中心となって、ロンドンにおいて大規模な抗議デモがおこなわれ、およそ二十五万人の人々が狩猟支持を訴えた（い

わゆる「カントリーサイド・マーチ」。そうした抗議行動にもかかわらず、狩猟禁止法は議会の適用によって成立する。これによって伝統的な狩猟が著しく制限されることになったことについては、疑問の余地がない、と著者はいう。

第十七章では、狩猟の歴史をふりかえり、全体を総括している。ノルマン征服以降、フォレスト法、狩猟法によって野生鳥獣はまもられ、鳥獣の人工飼育や海外からの輸入によって狩猟は繁栄してきた。他方で、人口の増加、経済的な変化などにより、狩猟鳥獣への圧力も増大した。十七世紀の内乱によってパークとフォレストは甚大な被害をこうむった。しかし、狩猟の歴史は決して衰退の歴史ではなかった。それまで社会的に卑下されていた狐狩りが十八世紀になってジェントルマンのスポーツになり、二十世紀の産業社会にみごとに適応・発展してきたように、狩猟も時代環境にうまく順応してきたと述べ、著者は狩猟のもつ適応能力を強調する。今世紀になって伝統的な狐狩りは禁止され、残されたみちはドラッグ・ハントだけとなったが、狐狩りの将来については予断を許さない、と慎重に締め括られている。

本書は、以上のような簡単な紹介では言い尽くせないほど実に豊かな内容を含んでおり、細部にわたって論評を加えることは、評者の能力の到底及ばざるところである。それゆえ、以下では本書の特徴を指摘し、若干の感想を述べて書評の責めをふせぎたい。

まず、本書の第一の特徴は、ノルマン征服から現在に至るブラッド・スポーツの歴史を公平な眼で、バランスよく叙述している点にある。この種の書物が、ともすれば好事家の趣味的な内容に終始し、あるいは特定の時代に限定されていて、どこか歯がゆさを感じるのに対して、本書は通史としての体裁をしっかりと整えたいうで上梓されており、次に述べる第二の特徴と相俟って、誠実な研究姿勢が伝わってくる。別言すれば、各時代の政治状況や社会情勢をふまえて、豊富な史実をもちこみながら、ブラッド・スポーツの諸相が柔軟に叙述されているのである。それゆえに、どの章も知的興奮を覚える、大変読み応えのある内容になっている。

第二の特徴として、史料／資料や研究動向に対するゆきとどいた配慮が挙げられよう。本書は、狭い意味の研究者を対象とした堅牢な専門書というよりはむしろ、幅広い読者層をも視野に入れた一般書としての性格を強くもっている。そのため本書から、研究史上の動向や論争点、あるいは課題をつかみとることは難しい。だが、このことはオリジナルな史料／資料や研究史への配慮が欠如していることを意味しない。否、それどころか、著者は一次史料である年代記や議会文書、さらには文学作品や各種の新聞・雑誌にまで目を通し、最近の研究動向をじゅうぶんにふまえた上で、本書を書き下ろしているのである。本文中に付けられた註と巻末に掲げられている多数の参考文献は、その証である。それゆえに、学問的にも信頼のできる書物といえるのである。

次に、評者の問題関心にひきつけて、若干の感想を述べてみたい。

まず、十八世紀の狩猟に関して、その代表格ともいえる狐狩りの出現がヒューゴ・メイネルによる猟犬の改良を契機とするものであることは理解できるが、より根本的な変化、すなわち土地の所有構造の変化がその背後にあったことが指摘されよう。狐狩りが最初に発達したレスタージャ、ノーサムプトンジャ、リンカンジャ、それにかつてのラトランド州は小土地保有者がきわめて少なく、富裕な地主の大地所有地が存在していた地域である。しかも、その大半は十八世紀のうちに牧草地に生まれ変わり、このことが狐狩りの好条件を整備したものである。こうしたイースト・ミッドランド地方の土地所有のあり方や土地活用にまで踏み込むことによって、狐狩りもさらに立体的に論ずることができたのではなからうか。

同じく十八世紀に隆盛をきわめた雉撃ちは、庭園の発達と密接な関連をもっていたものと思われる。当時の風景式庭園の外縁を形成する樹林帯や敷地のあちこちに点在する樹群は、ブラウン流風景式庭園の重要な構成要素のひとつであったが、それらは猟鳥の飼育場としても重要な役割を演じていた。とりわけ山鶉とちがって林縁部に棲息する雉の場合はそうであった。雉は針葉樹―なかんずくカラマツ―を好んだが、猟鳥の飼育場としてはうっそうとした灌木

の茂みも不可欠であった。そのため、十八世紀にはバード・チェリー〔和名エゾノウワズミザクラ〕の繁茂する場所が好まれ、十九世紀になるとシャクナゲが多量に植栽された。シャクナゲの群生地は、雉の格好の棲処となったのである。⁽³⁾風景式庭園の形式に最も重要な影響を及ぼしたのが猟銃による鳥撃⁽⁴⁾であり、雉の棲処の必要性は当時のイングランドにおける植林活動の大きな要因を構成したといわれるのも、ゆえなしとしない。二十世紀にはいつてロビンソン流⁽⁵⁾の森林庭園が流行すると、シャクナゲに対する需要は一層高まった。まさに蜀を望む思いではあるが、こうしたパークの景観の推移と猟鳥撃ちの関係について、多少なりとも説明があれば、より一層興味が深まるように思われた。

次に、フォレストに関連して一言すれば、著者はウィリアム一世のフォレストの起源はアングロサクソン時代のイングランドではなく、おそらくノルマンディに見出すことができるであろうとして、いわゆるノルマン人導入説を受けられている。フォレストに指定された地域では、野獣に関する新たな所有概念が導入され、鹿狩りは王の独占するところとなった。さらに、著者によれば、騎乗した狩人が多数の猟犬を伴って一頭の鹿を追跡するという狩猟形態もノルマン人によって導入されたものであった。ブラッド・スポーツの歴史を考える上では、このふたつのが決定的に重要なのであり、まさにそれゆえに本書の起点は一〇六六年に設定されているのである。フォレストについては、基本的には評者も筆者の見解に同意するものであるが、同時にアングロサクソン時代からの連続性という側面も考慮する必要性を感じている。これは評者自身の課題でもある。

最後に、本書全体を通じて、ブラッド・スポーツを社会的文脈のなかでとらえようとする著者の姿勢が印象的であった。たとえば、十六世紀の暴動に伴って発生したパークの破壊行為に、筆者は狩猟特権を排除された人々の心性をみている。⁽⁶⁾また、牛いじめや闘鶏を廃止に導いた十九世紀初期の運動家たちの主たる関心は動物虐待にあったわけではなく、それが参加者に及ぼす道徳的な影響にあったという。著者はブラッド・スポーツの歴史を描きつつ、その背後にある人間の問題を鋭く衝いているのである。

本書を読み進むうちに、この書物が「狩りの社会史」(social history of hunting)とよばれている(『ザ・タイムズ』、二〇〇七年十月十四日付ブック・レビュー)のも、むべなるかな、という気がした。鹿狩りや狐狩り、あるいは闘鶏、牛いじめ、熊いじめなどを切り口に、本書はウィリアム一世の時代から現代に至るまでのイギリス社会の一面をたしかに垣間見せてくれる。もつとも、ハノーヴァ朝の狩猟については文字通り速歩で通り過ぎていく感が否めなかったし、総じて密猟に関する叙述が少ない点が惜しまれた。もとより、これらのことについては誰よりも著者自身が知悉しているにちがいない。いづれにせよ、ブラッド・スポーツのもつ娯楽性とイギリス人の国民性について、さらには社会的犯罪あるいは社会・政治的犯罪とはいったい何であったのか、その意味と歴史的背景についても、あらためて考えさせられた次第である。

本書は学術的にも高く評価されてしかるべき良書であり、ブラッド・スポーツのみならず、フォレストやパークの歴史、あるいは動物の福祉や階級をめぐる問題を考える上でも示唆に富む。また、イギリス労働党の「マニフェスト」の一端を理解する上でも、有益である。評者は、本書から実に多くのことを学ぶ機会を与えられた。この拙評は「木」をみて、「森」を俯瞰している意欲的な作品に対するひとつのささやかな応答にすぎない。

註

- (1) T. Williamson and L. Bellamy, *Property and Landscape*, George Philip, London, 1987, pp.201-202.
- (2) Charles Quest-Ritson, *The English Garden*, Penguin Books, 2003, p.143.
- (3) P. Delabere Blaine, *An Encyclopaedia of Rural Sports*, London, 1838, p.856; D. Hill and P. Robinson, *The Pheasant: Management and Conservation*, London, 1988, pp.38-45; A. Forsyth, "Game Preserves and Fences", *Journal of the Horticultural Society*, 1 (1846), p.203;

- T. Williamson, *Polite Landscapes*, Alan Sutton Publishing, Stroud, 1995, pp.137-139; シャクナゲをイギリスにもちこんだ初期のプラントハンターとして重要なのは、ジョゼフ・ダルトン・フッカー（一八一七～一九一一）とジョージ・フォレスト（一八七三～一九三二）である。彼らの活動については、さしあたり以下を参看。Ray Desmond, *Sir Joseph Dalton Hooker: Traveller and Plant Collector*, Woodbridge, 2006; Brenda McLean, *George Forrest: Plant Hunter*, Woodbridge, 2004; Musgrave, T., Gardner C., and Musgrave W., *The Plant Hunters: Two hundred years of adventure and discovery around the world*, London, 1998; Davidian, H.H., "History of Rhododendron Introductions from China During the 19th Century", *Journal of American Rhododendron Society*, 50(1), 1996; アリス・M・コーツ著、拙訳『プラントハンター東洋を駆けるー日本と中国に植物を求めてー』八坂書房、二〇〇七年。
- (4) T. Williamson, *op. cit.*, pp.131-2, 135.
- (5) Charles Quest-Ritson, *op. cit.*, p.235.
- (6) なお、著者は本書のなかではほとんど触れていないが、十六世紀半ば～十八世紀を通じて、パークやフォレストとならんで襲撃の対象になったのは養兎場ケウツウバである。この点については、とりあえず拙稿「密猟覚書」『明治大学教職課程年報』第二十三号、二〇〇〇年、五二～五五頁参照。中世イングランドにおけるラビットについては、拙稿「中世イングランドにおける銅兎」『学習院女子短期大学紀要』第三七号、一九九八年、六四～七九頁。